

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和7年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

令和6年12月13日

人事院事務総長 柴 崎 澄 哉

記

1 応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、信用協同組合、信用協同組合連合会、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、監査法人、弁護士法人、損害保険料率算出団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、認可金融商品取引業協会、自主規制法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）及び法第2条第2項第5号の規定に基づき人事院が指定する法人

2 応募手続

(1) 交流派遣（国の機関から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

- ① 交流派遣を希望する国の機関の職員の年齢及び必要な経験等
- ② 当該民間企業における地位及び業務内容
- ③ 希望する労働契約の期間
- ④ 当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2) その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国の機関に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

- ① 交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
- ② 交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
- ③ 希望する職務内容
- ④ 希望する任用期間
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3 参考

国と民間企業との間の人事交流制度、交流を希望する国の機関とその職務内容及び電子メールによるオンライン応募を含めた手続の詳細については、人事院のインターネットホームページ（<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu.html>）を参照のこと。

4 応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話番号：(03) 3581-5311 (内線2313)

E-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp